

✧特定建築物とは

- ① 火薬類、石油類など危険物を一定数量以上、貯蔵・処理する施設が特定建築物となります。
- ② 下表の規模・用途の建築物が特定建築物となります。

| 規模 | | 用途 |
|-----|---------|--|
| 階数 | 延べ面積 | |
| 2以上 | 500㎡以上 | 幼稚園、保育所 |
| | 1000㎡以上 | 小・中学校等、特別支援学校、老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、福祉ホーム、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの |
| 3以上 | 1000㎡以上 | 上記以外の学校、屋内運動施設、病院、診療所、劇場、映画館、演劇場、観覧場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、卸売市場、マーケット、博物館、美術館、図書館、物販店舗、宿泊施設、事務所、遊技場、公衆浴場、飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、理髪店、質屋、銀行、貸衣装屋、サービス業店舗、自動車車庫、車両の停留・停車場、駐車場、保健所、税務署など公益上必要な建物、工場、賃貸共同住宅、寄宿舍、下宿など |

※2 以上の用途を兼ねる場合などについてはお問い合わせ下さい。

✧耐震減税制度について

現行の耐震基準に適合させる工事など、一定の要件を満たす耐震改修工事を住宅に実施した場合、所得税（国税）や固定資産税（都税）などの減額・減免等の制度があります。

詳しくは、所轄の税務署または都税事務所にお尋ねください。

その他、助成には条件があります。詳しくは下記の窓口まで、ご相談・お問合せください。



足立区建築防災課耐震化推進係

電話：03（3880）5317

ファックス：03（3880）5615

Eメール：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp